

連載 患者目線の医療安全 19

医療事故調査・支援センターは、 遺族の問い合わせに適切に対応できているのか ～「医療事故調査制度」に求める改善点～



患者の視点で医療安全を考える連絡協議会 世話人 勝村 久司

先号に続き、私が世話人を務める「医療情報の公開・開示を求める市民の会」が、2020年9月11日に厚生労働省に提出した「医療事故調査制度の運用改善及び制度改革についての要望書」の内容について書きたいと思います。

医療機関が事故調査を拒否した場合

要望書の4つ目の大きな項目である「医療事故調査・支援センターの制度改革の提言」のところでは、同センターの権限および機能の拡充等の制度改革を求めました。

そのうちの「提言1」は以下の通りです。

【提言1】

遺族等から相談があった場合において、センター合議*をしたうえで、「医療事故として、報告及び院内調査の実施を推奨する」か否か等の結果を当該遺族等および当該医療機関に伝達する制度に改革すべきである。

その理由は以下の通りです。

現行の制度では、遺族等が医療機関に対して、医療事故調査の実施を要望したところ、当該医療機関が「医療事故」に該当しないとして、調査を実施しようとしないうちにおいて、遺族等が医療事故調査・支援センターにその旨の相談をしたとき、同センターは、相談内容等を医療機関に伝達することになっています。この仕組みは、制度開始の8カ月後の2016年6月24日付の「厚生労働省医政局総務課長通知」によって付け加えられたものです。

遺族が、医療事故調査をして事故を再発防止に生かしてほしいと願っても、医療機関が拒否をした場合はどうしようもない、という状況を改善するためのものでしたが、実際にこの仕組みを使ってみた遺族からは、「無意味だ」という声があがっ

ています。

事故調査をしてくれない医療機関について遺族が問い合わせると、医療事故調査・支援センターからは下記のような話が出されるとのことです。

- ① 相談の内容は文書にして医療機関に送付しません。
- ② どのような内容の文書を送付するかはお見せできません。
- ③ 医療事故調査・支援センターは文書を医療機関に送付するだけです、それ以降は何もしません。

しかし、これはおかしな話です。医療事故調査を求める遺族が病院と話をしても平行線で、調査をしなかったり、納得できる理由が示されなかったりする場合に、医療事故・調査センターに相談をしているわけですから、その相談内容を送って終わりでは、何の意味もありません。相談を受けて文書を送付したケースがその後どうなったかということが気にならない、という同センターの姿勢も非常に困ったものです。

*センター合議とは、医療機関が調査・支援センターに、当該事案が「医療事故」に該当するか否かを相談した場合、同センターの複数の専門家らが合議を行い、「医療事故として報告を推奨する」か否か等の結果を医療機関に助言として伝えること。

本当に医療機関に伝達するだけ？

医療事故調査・支援センターは、今年（2020年）の10月以降、上記のうち②の内容を改め、今後は医療機関に送付する文書の内容をあらかじめ遺族に見せて、確認する過程を経たうえで、当該医療機関に送付することに変更したとのこと。

そのことは一歩前進ですが、やはり送付しただけでは意味がありません。単に遺族等の相談内容を伝達するだけでは、当該医療機関が、当該事案を事故調査すべきかどうか再検討するとは限りま

せん。事故調査をしない理由を納得できる形で示させること、もしくは、事故調査するか否かを再検討し、その結果を理由も付して報告することを義務付けてこそ、すべての国民も医療者も納得できる制度になりえると思います。

この点において、医療機関が、医療事故調査・支援センターに対し、医療事故に該当するか否かを相談した場合には、同センターは、同センターの複数の専門家らにより合議を行い、「医療事故として報告を推奨する」か否か等の結果を医療機関に助言として伝えています。

同じように、遺族等から相談があった場合においても、相談内容を文書にまとめる過程を経るわ

けですから、同センターで合議をした上で、「医療事故として、報告及び院内調査の実施を推奨する」か否か等の結果を当該遺族等および当該医療機関に伝達する制度に改善すべきです。

医療事故調査そのものをするのではなく、あくまでも医療事故調査をするか否かを定める手続きなのですから、合議の内容は、事故調査をするときほど複雑なものではないはずです。

どのような事故が事故調査の対象なのか、その疑義照会をわかりやすく整理していき、その整理に基づいて実際に調査がなされていくように、医療事故調査・支援センターは力を尽くしてほしいと願います。

後記

11月に入って朝夕の冷え込みが強くなり、新型コロナに加えてインフルエンザの流行が懸念されます。わが国ではGo To キャンペーンを巡って感染制御と経済活動の二律背反が議論的となつていますが、事態が深刻な欧米では再度のロックダウンが始まりました。ただし、その一方で、死亡リスクを層別化してトータルの有害事象を減らすべき (total harm minimization) という一部の疫学者による真摯な主張が一定の支持を得ているようです。リスクコミュニケーションは医療安全活動の基本ですが、このことが改めて問われていると感じます。

医療安全レポート No.44

2020年11月1日発行

一般社団法人 医療安全全国共同行動

議長 高久 史磨

〒113-0033 東京都文京区本郷2-29-1 渡辺ビル2階

TEL. 03-6240-0893 FAX. 03-6240-0894

e-mail secretariatpartners@kyodokodo.jp

HP <http://kyodokodo.jp/>